

2017年7月13日

暴対研修を受講しました

公益財団法人富山県暴力追放運動推進センター専務理事 松村俊明様、事業課長 樽井正明様をお迎えして暴対研修を受講しました。



図書等購読要求対応マニュアル

あなたは、権限(注)の購入要求、一方的な送付といった不当要求を受けていませんか？

「権限」とは、法的に認められた範囲内での行為を指します。権限を越えた行為は、法的に認められていない行為であり、不当要求に該当します。

基本原則

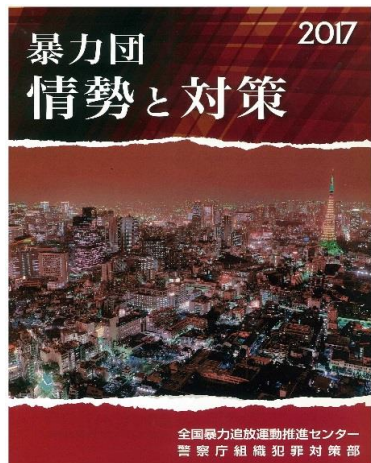
権限(注)の範囲内での行為は、法的に認められています。同意の上での「権利行使の範囲」に必要とされる行為は、法的に認められています。権限を越えた行為は、法的に認められていない行為であり、不当要求に該当します。

対応要領 I 電話がかかってきたとき(電話による要求)

- 相手の名前、用件をしっかりと聞く。
- 社長、所長、支店長等トップに取り次がず、担当者で対応する。
- 不審と判断した場合は、「必要ありません」と明確に拒否する。

対応要領 II 直接来訪の申込みに対する対応

- 拒否、応じ、断りをつける必要はない。
- 応じ、応じ、断りをつける必要はない。
- 断りをつける必要はない。



藤木病院